

新規申請受付期間と初回配達月（R7年度）

■ 偶数月配達エリアの方 ■	
申請受付月の翌偶数月に配達	
新規申請受付月	初回配達月
R7. 4月	R7. 6月
5月	6月
6月	8月
7月	8月
8月	10月
9月	10月
10月	12月
11月	12月
12月	2月
R8. 1月	2月
2月	4月
3月	4月
4月(予定)	6月(予定)

◆ 奇数月配達エリアの方 ◆	
申請受付月の翌奇数月に配達	
新規申請受付月	初回配達月
R7. 4月	R7. 5月
5月	7月
6月	7月
7月	9月
8月	9月
9月	11月
10月	11月
11月	1月
12月	1月
R8. 1月	3月
2月	3月
3月	5月
4月(予定)	5月(予定)

- 配達エリアについては、「町名別配達エリア一覧表」を御参照ください。
 - 決定（却下）通知書は、申請を受け付けた月の翌月初に、住民票上の住所に送付します。
 - 紙おむつ等は、2 か月分を配達月の月初から月末にかけて随時お届けします。
 - 変更等の受付期間は、配達月の前月15日(土日祝日の場合は、直前の開庁日)までに、長寿福祉課まで御連絡をお願いします。

なお、高松市ホームページ内のリンク又は二次元コードでの変更申請については、土日祝日に関係なく配達月の前月15日まで受付します。

「お問い合わせ先」 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 在宅福祉係
電話:087-839-2346 FAX:087-839-2352